

新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、情報通信関連産業の立地を促進することにより、雇用機会の増大を図り、もって情報通信関連産業の集積と本市産業の活性化に資するため、予算の定めるところにより、市内に事業所を設置する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号に規定する普通法人（以下「企業」という。）に対して、新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報通信関連産業

以下のアからケに掲げる統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類における事業及び本市が規定する事業をいう。

ア 情報サービス業

イ インターネット附随サービス業

ウ 映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業のうち映画・ビデオ制作業及びアニメーション制作業若しくは広告制作業において、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）

エ 専門サービス業（他に分類されないもの）（デザイン業のうち、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る。）

オ 広告業（インターネット広告業に限る。）

カ その他の事業サービス業（他に分類されない事業サービス業のうちコールセンター業に限る。）

キ 通信回線を用いて顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築、運用等について付加的な価値の提供を行うデータセンター等の事業

ク 自社の人事、総務又は会計など事務管理やカスタマーサービス等の複数部門の事務処理又はデータ管理に係る業務を集約し、コンピュータ等の情報技術を用いて、一括して処理を行う事業

ケ 顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する事業

(2) 事業所 前号の事業のために供する目的で賃貸借契約等を締結し、専有部がある事業所であって、新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第41号）第41条に定める法人設

- 立・設置（新設）・異動申告書を提出している法人の事業所をいう。
- (3) 新設 市内に新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 市内に新設した事業所を、操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から起算して補助対象期間内に、当該事業所の同一又は隣接建物内において拡張することをいう。
- (5) 移設 市内に新設した事業所を、操業開始日から起算して補助対象期間内に引き払い、新たに当該事業所と同一の用に供する事業所を設置することをいう。
- (6) 一般型 補助金の交付の指定を受けようとする企業が、市内のオフィスビルへ入居する場合のことをいう。
- (7) にいがた2km型 補助金の交付の指定を受けようとする企業が、別表第1を満たす建築物へ入居する場合のことをいう。
- (8) 特定地域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に基づき、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条で定める新潟都心地域をいう。
- (9) オフィスビル 賃貸用業務施設を用途に含む建築物をいう。
- (10) 新築 建築物が現存していない敷地に、各種関連法令において適法なオフィスビルを建設することをいう。ただし、一体の事業計画の中で、対象地域における別の敷地にあるオフィスビルの廃止又は縮小を伴う場合は、建替とみなす。
- (11) 建替 敷地内に現存している建築物（解体中のものも含む。）を除去した上で、各種関連法令において適法なオフィスビルを建設することをいう。
- (12) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
- (13) 小規模事業所 賃貸借契約している床面積が50坪未満の事業所のことをいう。（第1号からヶに該当する事業所の場合は、90坪未満の事業所のことをいう。）
- (14) 大規模事業所 賃貸借契約している床面積が50坪以上の事業所のことをいう。（第1号からヶに該当する事業所の場合は、90坪以上の事業所のことをいう。）
- (15) 新規常用雇用者 事業所の指定を受けた日から起算して3月前から操業開始後5年以内に、事業所の新設、増設又は移設に伴い新たに常用雇用した市内に住所を有する従業員又は市外から市内に住所を異動した従業員で雇用保険の一般被保険者であるものをいう。
- (16) 正規常用雇用者 新規常用雇用者のうち、雇用期間の定めがない継続的な雇用関係（時間給又は日給で契約しているものを除く。）にあり、かつ1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）である労働契約を締結したものを見た。
- (17) 重点企業 特定地域内へ新設、増設又は移設する企業であって第1号アからオに該当する事業の用に供する事業所のことをいう。
- (18) 新規卒業者等 次に掲げる要件すべてに該当するものをいう。
- ア 補助金交付の申請時において、市内に1年以上住民票を有するものであって、補助金の交

付の指定を受けた企業の雇用保険資格取得年月日の前日から起算して3年以内に高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学を卒業した者並びに大学院修士課程を修了し修士号を取得したもの。

イ 補助金の交付の申請をしようとする企業以外の企業で雇用期間に定めのない正規常用雇用者としての勤務経験がないもの。

(19) UIターン者 次に掲げる要件すべてに該当するものをいう。

ア 補助金交付の申請時において、補助金の交付の指定を受けた企業の雇用保険資格取得年月日の前日から起算して1年前までの期間に新潟県外から市内に住民票を移して転入したもの。

イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるもの。

(20) 親会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社のうち、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条第3項第1号に該当する企業。

(補助対象事業者)

第3条 補助金交付の対象となる企業は、次の各号すべてを満たすものとする。

(1) 第5条の規定による補助金交付指定申請時において、情報通信関連産業の事業の用に供する事業所を市内に有していないもので、情報通信関連産業の事業の用に供する事業所を新設しようとするもの。

(2) 市税を滞納していないもの。

(3) 第5条の規定による補助金交付指定申請において、1年以上の事業実績を有するもの。

2 事業実績が1年未満の企業の場合、親会社が前項第1号及び第2号を満たし1年以上の事業実績を有するとき、親会社と当該企業を一体として取り扱い、前項第3号を満たすものとする。

(補助金の交付の指定の基準等)

第4条 補助金の交付の指定を受ける企業は、一般型又はにいがた2km型のいずれかを選択するものとする。

2 補助金の区分、補助対象経費、指定又は交付要件、額及び限度額は、別表第2(一般型)又は別表第3(にいがた2km型)のとおりとする。

(補助金の交付の指定の申請)

第5条 前条第1項の規定により一般型を選択し、補助金の交付の指定を受けようとする企業は、補助金交付指定申請書(別記様式第1号)に別表第4に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定によりにいがた2km型を選択し、補助金の交付の指定を受けようとする企業は、補助金交付指定申請書(別記様式第1号)に別表第5に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の指定に係る申請の対象である事業(以下「指定申請対象事業」という。)の内容により必要ないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適當と認める

きは補助金の交付の指定を行うものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに公害防止に関する事項その他条件を付することができる。

(指定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の指定を行った場合は、その指定の内容（指定の条件を付したときは、その指定の内容及び条件）を補助金交付指定通知書（別記様式第2号）により、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請をした企業に通知するものとする。

(届出)

第8条 補助金の交付の指定を受けた企業は、次に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 補助金の交付の指定対象となった事業（以下「指定対象事業」という。）の内容を著しく変更したとき。
- (2) 事業所の増設又は移設を行ったとき。
- (3) 指定対象事業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 操業を開始し、休止し、又は廃止したとき。

2 前項の規定により届出をしようとする企業は、指定対象事業変更届（別記様式第3号）、指定対象事業（休止・廃止）届（別記様式第4号）、操業開始届（別記様式第5号）又は操業（休止・廃止）届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の指定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の指定を受けた企業が、次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 指定対象事業を正当な理由によるところなく、操業開始日から起算して7年以内に休止、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の指定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の指定を受けた企業が、前項のいずれかに該当する場合は、指定取消等通知書（別記様式第7号）により、当該補助金の交付の指定を受けた企業に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 第4条1項に規定により一般型を選択し、補助金の交付の申請をしようとする企業は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第8号）に別表第4に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

2 第4条1項に規定によりいがた2km型を選択し、補助金の交付の申請をしようとする企業は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第8号）に別表第5に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助金交付対象事業の内容により必要ないと認める場合は、前項に規定する書類の

全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により提出された書類について、審査の結果が交付要件に合致した場合は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(報告又は調査)

第12条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、補助金の交付指定を受けた企業に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

2 市長は、補助金交付の効果測定のために、補助金の交付の指定を受けた企業に対し、補助金を交付した年度の決算書の提出を求めることができる。

(地位の承継)

第13条 補助金の交付の指定を受けた企業が当該補助金の交付の指定に係る事業を譲渡した場合は、当該事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該補助金の交付の指定を受けた企業の地位を承継することができる。

2 補助金の交付の指定を受けた企業について合併又は分割（それぞれ補助金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があった場合は、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該補助金の交付の指定を受けた企業の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により補助金の交付の指定を受けた企業の地位を承継しようとする企業は、指定事業承継承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年1月4日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第4条の規定による指定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日

以降に補助金の交付申請をしたものから適用し、同日前に申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱に基づき当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第4条第2項の規定（指定又は交付要件及び額及び限度額に限る。）は、この要綱の適用の日以後に操業開始又は補助金の交付の申請をする企業から適用する。
- 3 改正後の新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱の規定（改正後の新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第4条第2項の規定（指定又は交付要件及び額及び限度額）を除く。）は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に補助金の交付の指定を受ける企業から適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

別表第1（にいがた2km型 対象建築物）（第2条関係）

対象建築物	対象要件
にいがた2km型対象建築物	<p>以下の（1）から（5）に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>（1）特定地域内において新築又は建替により令和4年4月1日以降に竣工している建築物であること。</p> <p>（2）用途が建築基準法（昭和25年法律第201号）上の事務所であること。</p> <p>（3）天井高さが2,700mm以上であること。</p> <p>（4）床の高さが100mm以上のOAフロアであること。</p> <p>（5）竣工の日から起算して3年以内の建築物であること。</p>

別表第2（一般型）（第4条関係）

区分	補助対象 経費	指定又は交付要件	額及び限度額
事業所 賃借 補助金	事業所の 賃借に要 する経費 (他の公 的支援制 度を適用 する前の 申請者が 本来負担 すべき経 費。ただ し、消費 税額、敷 金及び礼 金を除 く。)	<p>(1) 市内に事業所を新設、増設又は移設すること。</p> <p>(2) 賃貸借契約を締結後、1年内に操業を開始すること。ただし、竣工前のオフィスビルにあっては、竣工の日から1年内の操業開始とする。</p> <p>(3) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が5人以上(操業開始後1年を経過した日においては3人以上)であること(コールセンター業の場合には、10人以上とする。)。</p> <p>(4) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が15人以上(操業開始後1年を経過した日においては8人以上)であること(コールセンター業の場合には、30人以上とする。)。</p>	<p>(1) 補助対象経費の5分の1以内の額とし、別に定める坪単価あたりの上限額とする。年度ごとの限度は次のア又はイに掲げる額のうちいずれか小さい額とする。</p> <p>ア 9百万円 イ 他の公的支援制度を優先的に適用することとし、なおも企業が負担する経費が発生する場合は、企業が負担する経費の額</p> <p>(2) 小規模事業所の場合 操業開始後1年を経過した日において新規常用雇用者の数が次のア又はイに掲げる場合は、(1)の補助額に当該ア又はイに定める割合を乗じた額とする。(ただし、コールセンター業を除く。)</p> <p>ア 4人 5分の4 イ 3人 5分の3</p> <p>(3) 大規模事業所の場合 操業開始後1年を経過した日において新規常用雇用者の数が次のウ～ケに掲げる場合は、(1)の補助額に当該ウ～ケに定める割合を乗じた額とする。(ただし、コールセンター業を除く。)</p> <p>ア 14人 15分の14 イ 13人 15分の13 ウ 12人 15分の12 エ 11人 15分の11 オ 10人 15分の10 カ 9人 15分の9 キ 8人 15分の8</p>

			<p>(4) 補助額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。</p> <p>(5) 補助対象期間は、操業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 5 年間とする。</p> <p>(6) 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。</p>
雇用 促進 補助金	雇用の拡大に要する経費	<p>(1) 市内に事業所を新設、増設又は移設すること。</p> <p>(2) 貸貸借契約を締結後、1 年以内に操業を開始すること。ただし、竣工前のオフィスビルにあっては、竣工の日から 1 年以内の操業開始とする。</p> <p>(3) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が 5 人以上（操業開始後 1 年を経過した日においては 3 人以上）であること（コールセンター業の場合には、10 人以上とする。）。</p> <p>(4) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が 15 人以上（操業開始後 1 年を経過した日においては 8 人以上）であること（コールセンター業の場合には、30 人以上とする。）。</p> <p>(5) 新規常用雇用者を雇用の日から 1 年以上継続して雇用すること。</p>	<p>(1) 新規常用雇用者 1 人につき 1 回限り 25 万円とし、年度ごと 1 千 5 百万円を限度とする（正規常用雇用者の場合は、25 万円を 50 万円とする。）ただし、新規常用雇用者として補助を受けたもので、次号に定める期間中に正規常用雇用者になったものは、更に 25 万円の交付を受けることができるものとする。</p> <p>(2) 補助対象期間は、操業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 3 年間とする。</p> <p>(3) 2 年目以降においては、前年度に交付した新規常用雇用者から増加分のみを対象とする。</p> <p>(4) 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。</p>

別表第3（にいがた2km型）（第4条関係）

区分	補助対象 経費	指定又は交付要件	額及び限度額
事業所 賃借 補助金	事業所の 賃借に要 する経費 (他の公 的支援制 度を適用 する前の 申請者が 本来負担 すべき経 費。ただ し、消費 税額、敷 金及び礼 金を除 く。)	<p>(1) 市内に事業所を新設、増設又は移設すること。</p> <p>(2) 別表第1に定める対象建築物へ入居すること</p> <p>(3) 賃貸借契約を締結後、1年内に操業を開始すること。ただし、竣工前のオフィスビルにあっては、竣工の日から1年内の操業開始とする。</p> <p>(4) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が5人以上（操業開始後1年を経過した日においては3人以上）であること（コールセンター業の場合は、10人以上とする。）。</p> <p>(5) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が15人以上（操業開始後1年を経過した日においては8人以上）であること（コールセンター業の場合は、30人以上とする。）。</p>	<p>(1) 補助対象経費の4分の3以内の額とし、別に定める坪単価あたりの上限額とする。年度ごとの限度は次のア又はイに掲げる額のうちいずれか小さい額とする。</p> <p>ア 5千万円 イ 他の公的支援制度を優先的に適用することとし、なおも企業が負担する経費が発生する場合は、企業が負担する経費の額</p> <p>(2) 小規模事業所の場合 操業開始後1年を経過した日において新規常用雇用者の数が次のア又はイに掲げる場合は、(1)の補助額に当該ア又はイに定める割合を乗じた額とする。（ただし、コールセンター業を除く。）</p> <p>ア 4人 5分の4 イ 3人 5分の3</p> <p>(3) 大規模事業所の場合 操業開始後1年を経過した日において新規常用雇用者の数が次のウ～ケに掲げる場合は、(1)の補助額に当該ウ～ケに定める割合を乗じた額とする。（ただし、コールセンター業を除く。）</p> <p>ア 14人 15分の14 イ 13人 15分の13 ウ 12人 15分の12 エ 11人 15分の11 オ 10人 15分の10 カ 9人 15分の9 キ 8人 15分の8</p>

			<p>(4) 補助額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。</p> <p>(5) 補助対象期間は、操業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 3 年間とする。</p> <p>(6) 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。</p>
雇用 促進 補助金	雇用の拡大に要する経費	<p>(1) 市内に事業所を新設、増設又は移設すること。</p> <p>(2) 別表第 1 に定める対象建築物への入居すること</p> <p>(3) 貸借契約を締結後、1 年以内に操業を開始すること。ただし、竣工前のオフィスビルにあっては、竣工の日から 1 年以内の操業開始とする。</p> <p>(4) 小規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が 5 人以上（操業開始後 1 年を経過した日においては 3 人以上）であること（コールセンター業の場合は、10 人以上とする。）。</p> <p>(5) 大規模事業所の場合 新規常用雇用者の数が 15 人以上（操業開始後 1 年を経過した日においては 8 人以上）であること（コールセンター業の場合は、30 人以上とする。）。</p> <p>(6) 新規常用雇用者を雇用の日から 1 年以上継続して雇用すること。</p>	<p>(1) 重点企業以外の場合</p> <p>ア. 新規常用雇用者 1 人につき 1 回限り 25 万円とし、年度ごと 1 千 5 百万円を限度とする（正規常用雇用者の場合は、25 万円を 50 万円とする。）ただし、新規常用雇用者として補助を受けたもので、次号に定める期間中に正規常用雇用者になったものは、更に 25 万円の交付を受けることができるものとする。</p> <p>イ. 補助対象期間は、操業開始後 1 年を経過した日の属する年度から 3 年間とする。</p> <p>ウ. 2 年目以降においては、前年度に交付した新規常用雇用者から増加分のみを対象とする。</p> <p>エ. 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。</p> <p>(2) 重点企業の場合</p> <p>ア. 新規常用雇用者 1 人につき 1 回限り 25 万円とし、年度ごと 5 千万円を限度とする（正規常用雇用者の場合は、25 万円を 100 万円とし、新規卒業者等又は U I ターン者を正規常用雇用者として採用した場合は 25 万円を 150 万円とする。）ただし、新規常用雇用者として補助を受けたもので、次号に定める期間中に正規常用雇用者になったものは、</p>

		<p>更に75万円の交付を受けることができるものとする。</p> <p>イ. 補助対象期間は、操業開始後1年を経過した日の属する年度から3年間とする。</p> <p>ウ. 2年目以降においては、前年度に交付した新規常用雇用者から増加分のみを対象とする。</p> <p>エ. 左記交付要件に基づき毎年交付するものとする。</p>
--	--	---

別表第4（一般型）（第5条、第10条関係）

指 定 申 請		交 付 申 請	
申請期限	提出書類	申請期間	提出書類
賃貸借契約日 の前日	(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書（案） (3) 法人の登記事項証明書 (4) 最新の決算書（写し） (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (6) 株主名簿	操業開始日から1年を経過した日から1か月以内 (2年～5年を経過した日においても同じ。)	(1) 賃貸借契約書（写し） (2) 事業所賃借料の領収書（写し） (3) 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳（写し）、事業所別雇用保険被保険者台帳（写し） (4) 正規常用雇用者の雇用契約書（写し） (5) 市税の納税証明書 (6) 最新の決算書（写し）

別表第5（にいがた2km型）（第5条、第10条関係）

指 定 申 請		交 付 申 請	
申請期限	提出書類	申請期間	提出書類
賃貸借契約日 の前日	(1) 事業計画書 (2) 賃貸借契約書（案） (3) 対象建築物の設備概要のわかるもの (4) 対象建築物の登記事項証明書 (5) 法人の登記事項証明書 (6) 最新の決算書（写し） (7) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (8) 株主名簿	操業開始日から1年を経過した日から1か月以内 (2年～3年を経過した日においても同じ。)	(1) 賃貸借契約書（写し） (2) 事業所賃借料の領収書（写し） (3) 新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳（写し）、事業所別雇用保険被保険者台帳（写し） (4) 正規常用雇用者の雇用契約書（写し） (5) 新規卒業者等又はU.I.ターン者であることがわかるもの (6) 市税の納税証明書 (7) 最新の決算書（写し）

様式第1号（第5条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住　　所

申請者　名　　称

代表者名

補助金交付指定申請書

新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第5条の規定に基づく補助金交付の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付指定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第5条の規定による指定申請について、同要綱第6条の規定により下記のとおり指定しましたので、同要綱第7条の規定により通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指 定 事 項	

様式第3号（第8条関係）

年　月　日

(宛先) 新潟市長

住　所

申請者　名　称

代表者名

指定対象事業変更届

指定対象事業の内容等を変更したいので、新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年　　月　　日　　第　　号
変更年月日	年　　月　　日
変更事項	
変更理由	

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

（宛先）新潟市長

住　所

申請者　名　称

代表者名

指定対象事業（休止・廃止）届

指定対象事業を（休止・廃止）したので、新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年　　月　　日　　第　　号
休止・廃止 年月日	年　　月　　日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

様式第5号（第8条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住　　所

申請者　名　　称

代表者名

操業開始届

指定対象事業所の操業を開始したので、新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年　　月　　日　　第　　号
操業開始 年月日	年　　月　　日

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

（宛先）新潟市長

住　所

申請者　名　称

代表者名

操業（休止・廃止）届

指定対象事業所の操業を（休止・廃止）したので新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年　　月　　日　　第　　号
休止・廃止 年月日	年　　月　　日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

様式第7号（第9条関係）

第
年
月
日

様

新潟市長 印
(担当)

指定取消等通知書

新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の処分をしたので通知します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
指定取消 年月日	年 月 日
交付停止 年月日	
処分該当条項	
処分事項	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第10条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号	
交付申請 補 助 金	補 助 金 の 名 称	交 付 申 請 額

（注） 交付申請額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて記入してください。

様式第9号（第13条関係）

年　月　日

（宛先）新潟市長

住　所

申請者　名　称

代表者名

指定事業承継承認申請書

下記のとおり補助金の交付の指定を受けた企業としての地位を承継したいので、新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年　月　日　第　　号			
指定事業者	事業者名			
	所在地			
承継事業者	事業者名			
	所在地			
承　継	年月日	年　月　日		
	事　由			

添付書類

- 1 補助金の交付の指定を受けた事業の譲受人にあっては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人にあっては、当該法人の登記事項証明書